

○内閣府令第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の六第一号ハ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第八十九条の二十六第五号及び別表第二役員（法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号目次記載上の注意に次のように加える。

7 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号目次記載上の注意に次のように加える。

7 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号目次記載上の注意に次のように加える。

6 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号目次記載上の注意に次のように加える。

5 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号記載上の注意に次のように加える。

4 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号の「氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
別紙様式第十四号の「代表者氏名」の次の記載上の注意に次のように加える。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

8 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。